

ひたちなか市最低制限価格取扱要綱

平成28年3月23日

告示第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する工事（ひたちなか市建設工事等契約事務手続要綱（平成6年告示第10号）第2条第1号に規定する工事をいう。以下同じ。）及び設計等委託業務（同条第2号に規定する設計等委託業務をいう。以下同じ。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）及びひたちなか市財務規則（平成6年規則第41号）第127条の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限基本価格 最低制限価格の算出の基礎となる価格をいう。
- (2) 工事価格 予定価格の算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額の合計額をいう。
- (3) 業務価格 第5条第1項各号に掲げる業務に応じ、予定価格の算出の基礎となった額の合計額をいう。

(対象とする競争入札)

第3条 最低制限価格を設ける競争入札は、次に掲げる工事又は設計等委託業務の契約に係る競争入札とする。

- (1) 設計金額が130万円を超え5,000万円以下の工事
- (2) 設計金額が130万円を超える設計等委託業務

2 前項の規定にかかわらず、競争入札がひたちなか市低入札価格取扱要綱（平成28年告示第30号）第2条第2項の規定に該当する場合には、最低制限価格を設けないものとする。

(工事における最低制限基本価格)

第4条 工事における最低制限基本価格は、予定価格の算出の基礎となった設計書等に基づき、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の80を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に100分の50を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる額の合計額が次の各号のいずれか

に該当する場合には、工事における最低制限基本価格は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 工事価格に100分の90を乗じて得た額を超える場合 工事価格に100分の90を乗じて得た額

(2) 工事価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合 工事価格に100分の70を乗じて得た額

3 前2項の規定にかかわらず、工事の性質上これらの項の規定により難しい場合にあつては、工事における最低制限基本価格は、工事価格に100分の70から100分の90までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額とする。

(設計等委託業務における最低制限基本価格)

第5条 設計等委託業務における最低制限基本価格は、予定価格の算出の基礎となった設計書等に基づき、次の各号に掲げる業務に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 測量業務 次に掲げる額の合計額

ア 直接測量費の額

イ 測量調査費の額

ウ 諸経費の額に100分の40を乗じて得た額

(2) 土木関係建設コンサルタント業務 次に掲げる額の合計額

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に100分の30を乗じて得た額

(3) 建築関係建設コンサルタント業務 次に掲げる額の合計額

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に100分の60を乗じて得た額

エ 諸経費の額に100分の60を乗じて得た額

(4) 地質調査業務 次に掲げる額の合計額

ア 直接調査費の額

イ 間接調査費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 解析等調査業務費の額に100分の75を乗じて得た額

エ 諸経費の額に100分の40を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務 次に掲げる額の合計額

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に100分の30を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に定める額が次の各号のいずれかに該当する場合には、設計等委託業務における最低制限基本価格は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 業務価格に100分の80（地質調査業務にあつては、100分の85）を乗じて得た額を超える場合 業務価格に100分の80（地質調査業務にあつては、100分の85）を乗じて得た額

(2) 業務価格に100分の60（地質調査業務にあつては、3分の2）を乗じて得た額に満たない場合 業務価格に100分の60（地質調査業務にあつては、3分の2）を乗じて得た額

3 前2項の規定にかかわらず、設計等委託業務の性質上これらの項の規定により難しい場合にあつては、設計等委託業務における最低制限基本価格は、業務価格に100分の60から100分の80まで（地質調査業務にあつては、3分の2から100分の85まで）の範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額とする。

（最低制限価格）

第6条 最低制限価格は、最低制限基本価格に無作為係数（1から1.0050までの範囲内で無作為に算出する数値をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、当該最低制限基本価格に無作為係数を乗じて得た額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額とする。

（落札者の決定）

第7条 市長は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者と決定するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後にしたひたちなか市財務規則第124条第1項の公告又は同規則第138条第2項の入札の通知に係る競争入札から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後のひたちなか市最低制限価格取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行うひたちなか市財務規則（平成6年規則第41号）第124条第1項の公告に係る一般競争入札及び同規則第138条第2項の通知に係る指名競争入札から適用する。